

第 1 章 総則

第 1 節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号，以下「災対法」という。）第 42 条の規定に基づいて，三次市の地域並びに市民の生命，身体及び財産を災害から保護するために本市の地域に係る防災に関し，市，県，国（指定地方行政機関），自衛隊，指定公共機関，指定地方公共機関及び防災上必要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務，又は業務の大綱を定め，さらに市民の役割を明らかにし，各種災害対策を迅速，的確かつ総合的に実施することにより，市民の生命，身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 節 基本方針

- 1 この計画は、「基本編」と「震災対策編」をもって構成するものとし、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく「三次市水防計画」とも十分な調整を図る。
- 2 この計画は、防災の時間経過に応じて、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画の基本的事項を定め、災害対策を総合的に推進していくものである。
- 3 この計画に基づき、各防災関係機関は細部実施計画等を定め、その具体的推進に努める。
- 4 この計画は、毎年定期的に検討を加えるとともに、修正を必要と認める事項が生じたときは、毎年度開催の市防災会議において速やかに修正を行う。

第3節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則

1 基本理念

防災関係機関は、災害対策について、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 本市の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害発生の防止及び抑止、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る。
- (2) 災害対策の実施に当たっては、防災関係機関は、それぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。これと併せて、市民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織その他地域における多様な主体が、自発的に行う防災活動を促進する。
- (3) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。
- (4) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (5) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者、観光客、外国人、乳幼児、妊産婦及び車椅子利用者などの特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に配慮するものとする。
- (6) 新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
- (7) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

2 基本原則

防災関係機関は、基本理念にのっとり、災害の未然防止、災害発生時の被害拡大防止、災害応急対策及び災害復旧等、防災業務の実施に関しては、各法令、この計画及び広島県防災対策基本条例によるほか、次の一般原則に従う。

- 1 市は、防災業務の実施についての基礎的な地方公共団体として、市の地域内の災害に対して第1次的な責務を有するものであり、市民の郷土愛護、隣保共同の精神を基調として、防災関係機関の協力を得て、市の区域に有するすべての機能を十分に発揮して防災の目的を達成するよう努めるとともに、応急措置の実施について必要があるときは、県その他関係機関に対し災害応急措置の実施を要請し、又は求めるものとする。
- 2 県は、市及び指定地方行政機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その地方行政機関又は県の他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に

対し、応急措置の実施を要請し、又は求めるものとする。

- 3 指定地方行政機関は、その所掌する事務、又は業務について防災に関する計画を定め、災害に対処するとともに、その所掌する事務については、県又は市に対して勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとる。
- 4 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務について防災に関する計画を定め、災害に対処するとともに、その業務の公共性にかんがみ、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。
- 5 公共的団体、防災上重要な施設の管理者及びその他法令により防災に関し責務を有する者は、その管理する施設の災害に対しては自己の責任において措置するものとし、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努めるとともに、次のとおり本市が実施する業務について本市の要請に基づき協力する。
 - (1) 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所、公衆衛生推進協議会等は、本市が実施する被害調査、その他の災害応急対策に協力する。
 - (2) 医師会及び医療施設、社会福祉施設等の管理者は、本市が実施する医療救護、被災者の収容等の応急救助に協力する。
 - (3) 青年団、女性会、社会福祉協議会等は、本市が実施する炊出し、飲料水の供給、被服・寝具の給(貸)与、その他の応急救助に協力する。
 - (4) 市内の防火対象物・危険物施設の団体及び少年消防クラブ等は、本市が実施する防災思想の普及・啓発に協力する。
 - (5) 住民自治組織、自主防災組織等は、本市が実施する市民の避難、警報の伝達、被災者の救護等の応急対策に協力する。
- 6 防災関係機関は、その所掌する業務を遂行するにあたって、他の機関の防災上有する責務が十分に果たされるよう相互に協力し、応援する。

また、要配慮者や観光客などに対する配慮や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。
- 7 三次市防災会議（以下「防災会議」という。）は、災対法第16条第1項及び三次市防災会議条例（平成16年三次市条例第18号）に基づいて設置された機関であり、本市における防災に関する基本方針及び計画を作成し、本市、県、県警察、指定地方行政機関、指定地方公共機関、市域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の行う災害対策が、相互に一体的有機性をもつて的確かつ円滑に実施されるよう連絡・調整を行う。

また、多様な意見やニーズを防災施策に反映させるため、委員の多様性に留意するとともに、男女共同参画の視点から委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。
- 8 市民は、平常時から防災意識のかん養に努めるとともに、災害発生時には、相互の協力により、被害が最小限になるよう努める。

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市及び防災関係機関等の処理すべき業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

1 市

- (1) 市防災会議に関する業務
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災に関する調査研究、教育及び訓練
- (4) 市域内における公共的団体及び市民防災組織の育成指導
- (5) 防災に関する物資及び資材の備蓄整備
- (6) 防災施設の新設、改良及び復旧の実施
- (7) 災害情報の収集及び伝達
- (8) 被害調査
- (9) 災害広報
- (10) 避難指示等の発令及び避難者の誘導並びに避難所の開設
- (11) 被災者の救出、救助等の措置
- (12) 消防、水防その他の応急措置
- (13) 被災施設の応急復旧
- (14) 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (15) 被災児童、生徒等に対する応急教育
- (16) 市内における公共的団体及び市民の防災組織の育成指導
- (17) 災害時におけるボランティア活動の支援
- (18) 被災宅地危険度判定（豪雨時）
- (19) 災害時における応急給水の実施

2 県

- (1) 津波警報等の伝達
- (2) 災害情報の収集及び伝達
- (3) 土砂災害警戒情報の伝達
- (4) 被害調査
- (5) 災害広報
- (6) 被災者の救出、救助等の措置
- (7) 被災施設の応急復旧
- (8) 災害時における防疫、その他保健衛生に関する応急措置
- (9) 被災児童、生徒等に対する応急教育
- (10) 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (11) 災害時におけるボランティア活動の支援
- (12) 被災宅地危険度判定（震災及び豪雨時）
- (13) 広島地方気象台と協力し、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める

3 三次警察署

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害実態の把握
- (3) 被災者の救出，救助等の措置
- (4) 避難路及び緊急交通路の確保
- (5) 交通の混乱の防止及び交通秩序の維持
- (6) 行方不明者の捜索及び遺体の調査，検視
- (7) 危険箇所の警戒並びに市民等に対する避難指示，誘導
- (8) 不法事案の予防及び取締り
- (9) 被災地・避難場所及び重要施設等の警戒
- (10) 広報活動
- (11) 関係機関による災害救助，及び復旧活動に対する対策

4 指定地方行政機関

防災関係機関	処理すべき事務又は業務の大綱
中国四国管区警察局	ア 管区内各県警察の指導，調整及び広域緊急援助隊等の応援派遣に関する調整 イ 他管区警察局との連携 ウ 関係機関との協力 エ 情報の収集及び連絡 オ 警察通信の運用 カ 津波警報等の伝達
中国四国防衛局	ア 米軍の艦船・航空機に起因する災害に関する通報を受けた場合に，関係地方公共団体等に連絡すること イ 災害時における防衛省本省及び米軍等との連絡調整
中国総合通信局	ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 イ 電波の監理及び電気通信の確保 ウ 災害時における非常通信の運用監督 エ 非常通信協議会の指導育成 オ 災害対策用移動通信機器，臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請
中国財務局	ア 被災復旧事業費の査定への立会 イ 地方公共団体に対する被災復旧事業にかかる財政融資資金地方資金の貸付 ウ 国有財産の無償貸付等 エ 金融機関に対する金融上の措置の要請
中国四国厚生局	国立病院機構等関係機関との連絡調整（災害時における医療の提供）
広島労働局	ア 工場，事業場における労働災害の防止に関する指導，監督 イ 労働者の業務上の災害補償保険に関する業務
中国四国農政局	ア 農業関係被害の調査，報告，情報の収集 イ 農地保全施設又は農業水利施設の防災管理 ウ 災害時における生鮮食料品等の供給対策 エ 災害時における家畜の管理，飼料供給の対策及び指導 オ 土地改良機械の緊急貸付 カ 被災した農地・農業用施設の応急対策のための技術職員の派遣
近畿中国森林管理局	ア 保安林，保安施設，地すべり防止施設等の管理 イ 災害応急対策用木材の供給

防災関係機関	処理すべき事務又は業務の大綱
中国経済産業局	ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 イ 電気、ガスの供給の確保に必要な指導 ウ 被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の円滑な供給を確保するため必要な指導 エ 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置
中国四国産業保安監督部	ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 イ 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導 ウ 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督指導
中国地方整備局	ア 直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧 イ 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供 ウ 国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体等への勧告、助言 エ 災害に関する情報の収集及び伝達 オ 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 カ 災害時における交通確保 キ 海洋の汚染の防除 ク 緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施
中国運輸局	ア 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達 イ 運送等の安全確保に関する指導監督 ウ 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整 エ 緊急輸送に関する要請及び支援
広島地方気象台	ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・援助 オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発 カ 緊急地震速報の利用周知・広報
中国四国地方環境事務所	ア 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達 イ 家庭動物の保護等に係る支援 ウ 災害時における環境省本省との連絡調整
中国地方測量部	ア 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力 イ 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用 ウ 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査の実施

5 自衛隊

(1) 災害派遣の準備

- ア 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集
- イ 自衛隊災害派遣計画の作成

(2) 災害派遣の実施

- ア 人命及び財産の保護のため必要な救援活動の実施
- イ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付又は譲与

6 指定公共機関

防災関係機関	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 中国支社	ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除 エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除 オ 災害時における災害特別事務取扱等の窓口業務の確保
日本赤十字社 広島県支部	ア 災害時における医療、助産等救護の実施 イ 避難所奉仕及び義援金の募集、配分 ウ 日赤関係医療施設の保全
日本放送協会 広島放送局	ア 気象等予警報及び被害状況等の報道 イ 県民に対する防災知識の普及に関する報道 ウ 被災者の安否情報、被災地域への生活情報の放送 エ 放送施設の保守 オ 義援金の募集、配分
西日本高速道路株式会社 中国支社	ア 管理道路の防災管理 イ 被災道路の復旧
西日本旅客鉄道 株式会社広島支社	ア 鉄道施設の防災管理 イ 災害時における旅客の安全確保 ウ 災害時における鉄道車両等による救助物資、避難者等の緊急輸送の協力 エ 被災鉄道施設の復旧
日本貨物鉄道株式会社	災害時における救助物資の緊急輸送の協力
西日本電信電話株式会社 中国支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社NTTドコモ中国支社	ア 公衆電気通信設備の整備と防災管理 イ 災害非常通信の確保及び気象警報の伝達 ウ 被災公衆電気通信設備の復旧 エ 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の提供 オ 「災害用伝言板サービス」の提供
日本通運株式会社広島支店 福山通運株式会社 佐川急便株式会社中国支店 ヤマト運輸株式会社中国支社 西濃運輸株式会社広島支店	災害時における救援物資の緊急輸送の協力
中国電力株式会社 中国電力ネットワーク株式会社	ア 電力施設の防災管理 イ 災害時における電力供給の確保 ウ 被災施設の応急対策及び応急復旧
KDDI 株式会社中国総支社 ソフトバンク株式会社	ア 電気通信設備の整備及び防災管理 イ 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施 ウ 被災電気通信設備の災害復旧
楽天モバイル株式会社	ア 電気通信設備の整備及び防災管理 イ 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施 ウ 被災電気通信設備の災害復旧

注. 西日本電信電話株式会社広島支店は以下、「NTT 西日本」、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は以下、「NTT コム」、株式会社 NTT ドコモ中国支社は以下、「NTT ドコモ中国支社」

7 指定地方公共機関

防災関係機関	処理すべき事務又は業務の大綱
広島ガス株式会社 社団法人広島県LPガス協会	ア ガス施設の防災管理 イ 災害時におけるガスの供給の確保 ウ 被災ガス施設の応急対策及び災害復旧
広島電鉄株式会社 広島バス株式会社 広交観光株式会社 広島交通株式会社 株式会社中国バス 備北交通株式会社 芸陽バス株式会社 社団法人広島県バス協会 社団法人広島県トラック協会	ア 災害時における旅客の安全確保 イ 災害時における救助物資、避難者の輸送の協力 ウ 被災鉄軌道施設等の応急対策及び復旧
株式会社中国放送 広島テレビ放送株式会社 株式会社広島ホームテレビ 株式会社テレビ新広島 広島エフエム放送株式会社	ア 気象等予警報及び被害状況等の報道 イ 県民に対する防災知識の普及に関する報道 ウ 被災者の安否情報、被災地域への生活情報の放送 エ 放送施設の保守
広島県厚生農業協同組合連合会 一般社団法人広島県医師会	災害時における医療救護活動の実施

8 防災上重要な施設の管理者

防災関係機関	処理すべき事務又は業務の大綱
病院、劇場、百貨店、旅館 等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者	ア 施設の防災管理 イ 施設に出入りしている患者、観客、宿泊者その他不特定多数の者に対する避難の誘導等の安全対策の実施
石油類、火薬類、高圧ガス、 毒物、劇物、各燃料物資等 の製造、貯蔵、処理又は取 扱いを行う施設の管理者	ア 施設の防災管理 イ 被災施設の応急対策 ウ 施設周辺住民に対する安全対策の実施
社会福祉施設等の管理者	ア 施設の防災管理 イ 施設入所者に対する避難の誘導等安全対策
その他防災上重要な施設の 管理者 (農業協同組合、森林組合、 商工会議所等の産業経済団 体、自主防災組織など)	前記に準じた防災対策の実施

第5節 三次市の自然的・社会的条件

1 自然的条件

(1) 地勢

本市は、広島県北部の島根県と県境を接する中国地方の内陸中央部に位置している。

本市の主要な河川は、江の川を本流として、神野瀬川、西城川、馬洗川などの支流が三次盆地の中央で合流している。

本市の地形は、三次盆地を中心に各支流沿いに標高 150～200m の平坦地が広がっている。その背後はおおむね標高 300～600m の緩やかな枝状の丘陵、山地となっているが、北部の県境周辺部は 800～900m 級の山々に囲まれた急峻な地形となっており、8 割以上が林野で占められている。

(2) 面積

本市の総面積は約 778.18 平方km で、広島県の総面積 8,479 平方km の約 9.2% を占めている。

(3) 地質

本市は中国脊梁山地、三次盆地、世羅台地からなり、北部の山地には中生代の火成岩類の花崗岩、流紋岩類が分布している。盆地は、断層運動によって形成され、中国山地の中で数少ない平地となっている。

盆地の地質は基盤岩を覆う新生代第三紀の備北層群、塩町層で、低標高の丘陵をなして分布する。台地は、中生代の安山岩、流紋岩で構成される。

山地、台地を開析して馬洗川、西城川、江の川等が流れ、盆地内に砂礫層主体の広い氾濫原を形成している。

(4) 気象

平均気温は約 13.5 度で、年間降雨量は約 1,400mm である。降雪期間は 12 月中旬から 3 月中旬まで 3 ヶ月に及ぶ。また本市では、秋の早朝に川霧が三次盆地一面に発生滞留して、高いところから観ると、周辺の山が島々に見える「霧の海」が出現することがある。

(5) 風水害等の災害履歴

三次市には江の川を本流として、神野瀬川、西城川、馬洗川が三次地区、十日市地区で合流しており、これまで数回にわたって人的被害、住家被害を及ぼしてきた。

最も大きな被害は昭和 47 年 7 月豪雨であり、死傷者 48 人、住家被害約 6,800 棟を引き起こした。三川が合流する三次市中心部の馬洗川左岸十日市地区の 2 箇所では堤防が越水破堤、右岸の三次地区ほか各所で堤防越水になるなど、大きな被害をもたらした。

以降に堤防の強化などの河川改修事業が実施されたこともあり、被害は低下傾向にあり、昭和 58 年 7 月豪雨以降、人的被害は発生していないが、平成 30 年 7 月豪雨では市内で 2,000 箇所、床下・床上浸水となる住家被害が発生している。

また、戦前（主に江戸期）には洪水や大火が複数回発生している。（資料「災害履歴」）

2 社会的条件

(1) 道路及び鉄道路線

大阪へ約 250 km，下関に約 200 km の距離圏にあり，山陽側の広島・呉・三原・尾道・福山，山陰側の浜田・江津・大田・出雲・松江・米子など各都市へは，ほぼ同距離の約 50～80 km の位置にある。

これらの都市への広域交通網は，広島，岡山，島根を結ぶ道路，鉄道の路線が通過している。道路は中国自動車道が東西に通過し，三次東 JCT で南北に，中国横断自動車道尾道松江線が結節している。国道は国道 54 号，国道 375 号，国道 184 号は南北，国道 183 号は東西に通過している。

鉄道は庄原市と広島市を結ぶ JR 芸備線が東西を通過し，福山市と結ぶ JR 福塩線が塩町駅で結節している。

(2) 人口と世帯数

住民基本台帳人口によると，令和 7 年 4 月 1 日時点の人口は 47,565 人であり，平成 23 年 1 月 1 日時点の 58,093 人に比べて 10,528 人（18.1%）減少しており，減少傾向にある。

世帯数は同様に 23,067 世帯であり，平成 23 年時点の 23,834 世帯と比べて 767 世帯（3.2%）減少している。世帯あたり人員では 2.1 人と平成 23 年時点の 2.4 人と比べて微減であり，世帯分離などではなく人口の流出が進んでいるとみられる。

年齢区分別にみると，高齢化率は 37.1% に達しており，75 歳以上の後期高齢者だけみても 21.8% となっている。人口の 3 人に 1 人は避難行動要支援者となりうる高齢者である。

第 6 節 地域防災計画の修正等

1 防災計画の修正

この計画は、毎年定期的に検討を加えるとともに、修正を必要と認める事項が生じたときは、毎年度開催の市防災会議において速やかに修正を行う。

2 広島県地域防災計画・防災業務計画との関係

この計画は、広島県地域防災計画を基準として、共通の計画事項については県の計画に準じて作成し、県の計画及び指定行政機関又は指定公共機関の防災業務計画に抵触しない計画とする。

3 他の法律との関係

この計画は、災害に対する諸施策の総合を図るもので、従来の防災行政を一元化するものではない。

したがって、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）災害救助法（昭和 22 年法律第 183 号）その他の法令に特別の定めがあるものについては、当該法令などの定めるところにより、その事務を処理するものとする。

4 防災計画の周知徹底

この計画は、三次市の職員及び市民への周知はもちろん、防災関係機関の管理者への周知徹底を図るとともに、必要な事項については、災対法第 42 条第 5 項の規定によって公表する。